

集落支援員の募集について

東松島市では、地域住民の皆さんが住み良い地域づくりに向けた取組みが円滑に進められるよう、希望する地域に集落支援員を委嘱、配置しています。

今回は赤井地区の集落支援員を募集し、赤井地区自治協議会のオラが古里赤井はひとつを合言葉に、住み良い赤井地区の実現に向けた『地域のまとまりづくり』や『住民同士の知り合いづくり』の取組みに向けて推進します。

当協議会の会議や事業など、組織の運営を担う事務局の職員として、『集落支援員』を下記のとおり募集いたします。

記

- 募集人員 1 人
- 応募資格 ①市税等の滞納が無く、心身ともに健康で地域づくりに意欲関心のある方
②パソコン操作のできる方
- 活動形態 東松島市から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。
※東松島市との雇用契約はありません。
- 活動内容 ①赤井地区自治協議会の運営（主として事務局として活動）
②オール赤井まつりなどの実行委員会の運営（主として事務局として活動）
③赤井地域内の各地区自治会との情報交換や活動支援
④赤井市民センター事業の支援 など
- 活動場所 赤井地域内 ※事務所：赤井市民センター
- 活動時間 1 日当たり 7 時間 45 分、月 20 日を基本としますが、土・日・祝日や夜間の活動もあるため、実情に応じて調整します。
- 委嘱期間 令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（委嘱期間の更新有）
- 報酬額等 月額 1 9 5, 8 0 0 円 （※賞与、手当等なし）
報酬額は、『東松島市職員の給与に関する条例』に準拠します。
活動に要する経費は、別途、予算の範囲内で市から交付します。
- 募集期間 令和 8 年 7 月 1 0 日～令和 8 年 7 月 3 1 日
- 申し込み 本人自筆の履歴書（写真添付）を赤井市民センターにご持参ください。
面接は、8 月中旬を予定しています。 ※別途通知

【問合せ】

赤井市民センター 電話 0225-82-2075